

平成 24 年 3 月 9 日

性、暴力等の表現を含む番組に係るガイドライン

社団法人 衛星放送協会

性、暴力等の表現を含む番組の放送における指針として、本ガイドラインを定める。

[1] 本ガイドラインの対象となる性、暴力等の表現を含む番組の定義

本ガイドラインの対象となる「性、暴力等の表現を含む番組」とは、性、暴力をはじめ、放送を行うにあたり留意すべきと考えられる諸々の表現を含む番組（以下「対象番組」をいう。

[2] 放送事業者の責任

放送事業者は、番組審議委員会における審査・意見等に基づき、また、放送の公共性と社会性に鑑みたうえで、対象番組を放送することの適否、対象番組を放送する場合に施す措置等について、放送事業者の自らの責任において判断する。

[3] 対象番組と考えられる番組

対象番組と考えられる番組は、以下のとおりである。

- ① 刑法等の法令に反するもの、及び、その恐れがあるもの
- ② 18 歳未満の少年少女、児童を登場させての性表現を含むもの、又は、幼児・児童を性的対象として扱う内容を含むもの
- ③ 性犯罪、暴力、差別等を肯定的に扱うもの、又は、それらを美化するもの
- ④ 麻薬、及び、覚醒剤等の使用などの反社会的行為を肯定的に表現するもの
- ⑤ 残虐行為、差別、猟奇趣味、異常変態性欲など、視聴者に極端な不快感を与える恐れのあるもの

[4] 対象番組の放送に際して検討すべき措置

青少年の健全育成等を考慮し、対象番組の放送に際しては、次の措置を施すことが望ましい。

- ① モザイク、ぼかし、ピー音等の映像・音声処理
- ② 年齢確認を行ったうえでの視聴契約の締結
- ③ ペアレンタルロック機能
- ④ 番組複製の制限
- ⑤ 青少年の目に触れる場所、メディアでの広告宣伝における刺激的表現の自粛

※ 本ガイドラインは、(社)衛星放送協会「特定放送基準・ガイドライン（平成 11 年 5 月 27 日制定）」の改定版である。